

徳島県告示第五百号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定に基づき、徳島県南部総合県民局長が、平成二十九年八月一日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地
谷商事株式会社	阿南市楠根町生蓮三六番地の二